報告第３９号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１１日

２　損害賠償額　　２２６，６００円

３　相　手　方　　小田原市桑原６７６番地１

日本新薬株式会社　小田原総合製剤工場

工場長　山口　徹

４　事故の概要　　令和８年９月１０日午前９時３０分頃、市内桑原６７６番地１付近の水路用地内の樹木が倒れ、隣接する相手方所有のフェンスを破損させた。